

保険かわら版

長期収載品の選定療養について

Q1：9 月 25 日付厚労省事務連絡により、入院外の患者に医療機関が行った注射の薬剤は選定療養の対象外となること示されたが、外来や在宅で注射を行った場合、その薬剤が長期収載品であったとしても、「特別の料金」を徴収する必要はなく、また、レセプトへの医学的必要性等のコメントも不要ということか。

A1：その通り。

Q2：9 月 25 日付厚労省事務連絡では、注射薬であっても在宅自己注射薬は長期収載品の対象となるとあるが、例えば在宅自己注射指導管理のためにインスリン製剤を処方した場合は、選定療養の対象となるということか。

A2：対象とはならない。選定療養の対象医薬品にインスリン製剤は含まれていない。なお、長期収載品にバイオ医薬品は含まれない。

Q3：労災の患者の場合も、長期収載品を処方する場合は選定療養の対象となるのか。

A3：労災の場合も長期収載品の選定

療養の対象となる。そのため、労災であっても医療上の必要性がある場合や医療機関等の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品の処方が困難な場合に該当しない場合は、「特別の料金」を徴収することになる。また、医療上の必要性等により長期収載品を処方した場合は、その理由を診療費請求内訳書の摘要欄に記載する。

Q4：労災診療費における薬剤料等は労災保険の単価（1 点 12 円、又は 11 円 50 銭）で計算するが、上記 Q3 の場合で、長期収載品について「特別の料金」を徴収することとなった場合、どのように計算するのか。

A4：院内で長期収載品を処方する場合の「特別の料金」の計算方法は、労災保険の単価（12 円又は 11 円 50 銭）ではなく、健康保険と同様 10 円で計算する。労災における計算の詳細は、厚労省ホームページの「労災診療費算定基準の改定について（令和 6 年度）」に掲載されている長期収載品の選定療養周知用資料（<https://www.mhlw.go.jp/content/001309471.pdf>）を参照されたい。



法律相談をご利用いただけます

長野県保険医協会では弁護士と顧問契約しています。会員の先生は電話相談を無料でご利用いただけます。（電話相談以上をご希望の場合は個別にご契約となります）保険医協会からお取次ぎしますのでまずはご連絡下さい。

理事会便り

9/24 理事会の決定事項

長野会場と各理事宅を結ぶ Web 会議にて開催。19:30 ～ 21:10 出席役員：宮沢会長、池上、市川、奥山、林（春）、三田各副会長、金、林（康）、原、丸山（康）、山崎、米田各理事、議長：三田副会長 ■協議事項

- 自民党総裁選や高齢者医療費 3 割負担の対象拡大検討、防衛費概算要求、保険証存続を求める意見書採択の取り組み状況等について報告を行った。
- 健康保険証廃止、マイナ保険証について…9 月 3 日に高齢者・障がい者施設アンケート結果について記者会見を行

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分（開設管理者の交代や遡及、移動等を除く）を紹介している。9/1 ～ 9/30 間は医科 1 件、歯科 1 件。（氏名敬称略）

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
A C T 内視鏡クリニック	内視鏡科 消化器内科 内	385-0027	佐久市佐久平駅北 2 番地 1	0267-66-7140	一般社団法人 ACT 理事長 上原 理恵・友利 彰寿	1	無	令和 6 年 10 月 1 日
たいら歯科クリニック	歯 小歯	399-0744	塩尻市大字大門 1316 番地	0263-88-6096	平良 勝将	1	無	令和 6 年 10 月 1 日

※ 1 診療科名は略記載。 ※ 2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※ 3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※ 4 指定期間は指定日より 6 年。

〇保険医年金

秋の普及でお申し込み頂いた先生方へ

9 月～ 10 月にかけて行われました保険医年金の普及キャンペーンでは、多くのお申込を頂きありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今回のキャンペーンで頂いたお申し込みは 2025 年 1 月 1 日加入分です。「月払」については 12 月 26 日の口座振替より引落が開始されますが、「一時払」については引落ではなく先生からお振込頂くものとなっております。12 月初旬に大樹生命より別途ご案内の通知がありますので、12 月 20 日（金）までに協会指定口座へお振込頂きますようお願い致します。

共済だより

「保険医年金一時金請求」の年末年始の取扱いについて

本年中の確実な着金を希望される場合は、12 月 13 日（金）までに当協会に書類が届く必要がありますのでご注意ください。なお、税制上の一時所得の発生年度は、生命保険会社の送金手配日での判断となりますので、年明け着金の場合でも生命保険会社の送金手配日が年内の場合は 2024 年の扱いとなります。税制上の発生年度を 2025 年扱いとする場合は、その旨ご連絡頂くか、年が明けてから請求してください。

なお、着金に関するご相談やご不明な点がある場合は長野県保険医協会までお問い合わせ下さい。（Tel. 026-226-0086）

講演会・学習会のご案内

人権としての「医療へのアクセス」が保障される社会の実現を目指して

所与の前提とされてきた国の医療費抑策により住民のいのちと医療従事者のいのちという 2 つの人権が侵害されていることから、本講演を行っていただきます。

講師：^{むらかみ}村上 ^{あきら}晃 弁護士（長野中央法律事務所）

日時：2024 年 11 月 17 日（日）14：00 ～ 16：00

会場：Zoom（ウェビナー）

申込：どなたでも参加できます 参加費：無料



（新型コロナワクチン学習会）メッセンジャー RNA 脂質ナノ粒子製剤「ワクチン」接種後の健康被害の実態とワクチン接種後の慢性疲労症候群に対するビタミン D 補充療養指導について

mRNA- 脂質ナノ粒子製剤を「ワクチン」と称して、ほとんどの国民に接種したことによって何が起こったか・起こっているか、これからどうすべきか、臨床医学的観点から論ずる。

講師：^{ふくしま}福島 ^{まさのり}雅典 先生（京都大学名誉教授）

日時：2024 年 12 月 15 日（日）14：00 ～ 16：00

会場：松本市勤労者福祉センター +Zoom（ウェビナー）併用

申込：どなたでも参加できます 参加費：無料



信越ブロック会議の要項案を検討、全体討論に組織拡大に関する項目を追加し、最終案として提案することが確認された。

■報告承認事項

- 8 月度理事会の議事要録、8、9 月会務報告を承認した。
- 7 月度会計報告を承認した。
- 2023 年度グループ保険の配当率は 48.8987% に確定、10 月 15 日に送金事務手数料（1,000 円）を控除して加入者に送金することが承認された。

長野県保険医協会の会員数

1,317 名（医科 739 名、歯科 578 名）
10 月 1 日現在

活動日誌

9/26 いのちまもる総行動

9/29 介護改善運動交流集会

10/3 北信越ブロック事務局長会議

10/4 社保協事務局会議 / 福祉医療給付の改善をすすめる会役員会

10/8 歯の供養祭 / 歯科部会

10/10 「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会

10/13 保団連理事会

10/14 歯科技工士会との懇談

10/15 正副会長会議

10/18 社保協運営委員会 / 国保部会 / 摂食嚥下セミナー

10/19-20 保団連全国会長理事長会議